

一貫した地域療育システムのあり
方検討部会検討報告書（案）

平成 29 年 5 月

狛江市子ども・子育て会議

一貫した地域療育システムのあり方検討部会

はじめに

子育ての不安や悩み、成長や発達相談をはじめとして、すべての子ども・家庭への支援を総合的に一貫して行う体制を確立することが求められています。特に発達に遅れやかたよりのある子どもについては、早期からその発達特性に応じた支援を行うことが、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられることから、地域の理解を進めるとともに、保健・子育て・教育・福祉等の関係機関の連携を強め、一貫して支援を与える体制づくりが必要となります。

一貫した支援を効果的に進めるためには、ライフステージを通じた支援を充実する取り組みが必要です。特に、乳幼児期から小学校に引き継がれる時期、小学校から中学校に引き継がれる時期、中学校から高校・大学へと進学し、就労等に引き継がれる時期等において、これまでの支援の内容や成長の記録等を新たな支援機関に着実に引き継ぎ、支援の継続・発展につなげることが大切です。平成24年度から平成25年度に市民福祉推進委員会障がい小委員会に「一貫した地域療育システムの構築に向けたあり方検討プロジェクトチーム」を設けて検討した内容を踏まえるとともに、教育機関を含めた関係機関との情報の連携・共有等が必要との認識のもとで、一貫した地域療育のあり方について検討を進め、報告書としてまとめました。この報告書が、一貫した地域療育システムの構築のための市の施策の推進の一助となることを切に願います。

目次

I 狛江市の発達支援の取組みと課題

- 1 分野ごとの市の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市の発達支援に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

II 一貫した地域療育システムのあり方

- 1 あるべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 (仮称) 児童発達支援センターの機能について・・・・・・・・ 21
- 4 (仮称) 児童発達支援センターと子ども家庭支援センター
との役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

III 資料編

- 1 狛江市子ども・子育て会議 一貫した地域療育のあり方検討部会 開催状況・・ 24
- 2 一貫した地域療育システムのあり方検討部会 部会員一覧・・・・・・・・ 24

I 狛江市の発達支援の取組みと課題

狛江市では、保健・子育て・教育・福祉の分野にわたり、乳幼児期から学齢期にかけて発達支援に関するさまざまな取組みが行われています。一貫した地域療育システムのあり方を考えるにあたり、発達支援に関する取組みと課題を整理しました。

1 分野ごとの市の取組み

① 健康推進課

乳幼児健康診査（1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査）は、発達支援を必要とする子どもに気づき、支援につなぐきっかけとなります。健康診査の結果、言葉の遅れや発達等が気になる子どもとその保護者を対象に、心理相談員等による個別相談（子どもの相談）や乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察健康診査を行うとともに、グループの中での経過観察を必要とした場合には、1歳6か月児健診後の子どもを対象とした「いるかグループ」、3歳児健診後の子どもを対象にした「くじらグループ」で健診事後フォローを実施しています。いるかグループは月2回、くじらグループは月1回開催し、遊びを通して子ども同士が他児との関わり方を学んでいるほか、子育ての悩みを保護者同士が共有する機会づくりに取り組んでいます。このほか、助産師又は保健師が家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、言葉の遅れや発音などの心配のある子どもを対象に「ことばの相談」等を行っています。

●乳幼児発達健診受診者の推移

(単位:人)

年度	23	24	25	26	27
受診者数	21	37	17	27	21
初診	8	21	7	13	10
再診	13	16	10	14	11
初診者の有所見者数	6	17	7	13	10

●乳幼児経過観察健診受診者の推移

(単位:人)

年度	23	24	25	26	27
受診者数	50	42	48	58	70
初診	37	37	35	38	46
再診	13	5	13	20	24
初診者の有所見者数	6	5	13	20	21

●子どもの相談（心理経過観察相談）受診者の推移

(単位:人)

年度	23	24	25	26	27
受診者数	67	110	76	95	98
初診	18	30	14	29	53
再診	49	80	62	66	45
初診者の有所見者数	14	24	12	25	52

●ことばの相談実施回数等の推移

(単位:回、組、件)

年度	23	24	25	26	27
実施回数	18	18	18	17	18
相談実人員(組)	34	39	25	35	49
相談延べ件数	74	68	57	44	64

●いるかグループとくじらグループ実施回数等の推移

(単位:回、組)

グループ名	年度	23	24	25	26	27
いるかグループ	実施回数	24	24	24	24	24
	参加実人数	16	20	21	16	27
くじらグループ	実施回数	12	12	12	12	12
	参加実人数	10	12	10	10	15

② 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援する取組みを進めています。相談は窓口や電話のほか、子育てひろばでのセンタースタッフによる相談も行っています。未就学児を対象に身体測定を行う「すくすく測定」やクリスマス会など親子で楽しめるイベントを実施し、自由に遊べる雰囲気の中で、気軽に子育てについての悩みや心配ごとについて相談を行える取組みを進めています。

●子ども家庭支援センターの相談件数等の推移

(単位:件、人)

年度	23	24	25	26	27
相談件数	94	71	91	101	106
ひろば利用者	26,764	29,568	28,796	35,415	36,657

※発達に関する相談は少ないが、複合的な課題の中に含まれている場合がある。

③ 保育園・幼稚園

公立保育園では、発達や他児との関わりが気になる園児の保護者を対象に小児科医との親子療育面談を行い、子育てのアドバイスや必要な支援につなげています。保育園や幼稚園での集団生活の中で、発達の遅れやかたよりに気づくことも少なくありません。このため、公・私立保育園や私立認定こども園では、職員のスキルアップを目的とした臨床心理士や言語聴覚士などの専門スタッフによる巡回相談を行うとともに、障がい児担当の職員を配置し、きめ細かな対応を行っています。私立幼稚園についても巡回相談を実施し、幼稚園教諭等に対して、子どもとの関わり方等について助言等を行っています。なお、巡回相談は、教育研究所・教育相談室の「専門教育相談員」や教育相談室に所属していない外部の臨床心理士等が行っています。

●保育園巡回相談実施件数等の推移（過去5年間）

(単位:件、園)

年度	23	24	25	26	27
公立保育園	48	48	30	30	30
私立保育園	-	-	4	10	14
認可保育園数	8	8	10	11	12

※認可保育園数は公立及び私立の保育園の合計

※公立保育園実施件数は、平成 24 年度から 25 年度にかけて、1 回あたりの時間を増やしたことにより、件数は減っている。

④ 学童クラブ

学童クラブの待機児童が発生している状況のなか、障がいのある児童の入所希望が増加しています。障がいのある児童に対する支援に助言等するため、臨床心理士等による巡回相談を年 3 回実施しています。

●学童クラブ巡回相談実施件数の推移（過去 5 年間）

（単位：件、ヶ所）

年度	23	24	25	26	27
学童保育	3	3	7	15	15
小学生クラブ	0	4	5	8	7
放課後クラブ	0	3	4	12	8
学童クラブ数	10	11	12	12	11

※学童クラブ数は市内の学童クラブの合計

※平成 25 年度、26 年度の学童クラブ数の 12 ヶ所のうち、1 か所は休所中（根川学童保育所）

⑤ 小学校・中学校

さまざまな教育の場を紹介しながら、子どもが持っている力を伸ばすためにはどのような環境や学習が必要なのかを、保護者とともに考えながら、より適した就学・転学先を相談する場として、就学相談を実施しています。

平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校の特別支援学級固定級（知的）の在籍児童数は 29 人、特別支援教室（情緒）の利用児童数は 152 人となっています。以前は、児童が通級指導学級（情緒）の設置校へ通い、通級指導を受けていましたが、平成 24 年度から東京都の特別支援教室モデル事業を受託し、教員が児童の在籍校を巡回し指導を行っています。小学校の特別支援教室は、平成 28 年度から本格実施となりました。

・特別支援教室の拠点校と巡回校

狛江第三小学校（拠点校） ⇒ 狛江第六小学校（巡回校）

和泉小学校（拠点校） ⇒ 狛江第一小学校（巡回校）

緑野小学校（拠点校） ⇒ 狛江第五小学校（巡回校）

また、子どもたち一人ひとりが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、希望する保護者が幼稚園・保育園・療育機関と協力して「就学支援シート」を作成し、当該

児童が就学する小学校に引き継ぎます。学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と協力して個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する等、教育的支援を進めます。

平成 28 年 5 月 1 日現在、中学校の特別支援学級固定級（知的）の在籍生徒数は 22 人、特別支援教室モデル事業（情緒）の利用生徒数は 18 人となっています。中学校においても小学校と同様に以前は、生徒が通級指導学級（情緒）の設置校へ通い、通級指導を受けていましたが、平成 28 年度から東京都の特別支援教室モデル事業を受託し、教員が生徒の在籍校を巡回し指導を行っています。

- モデル事業の拠点校と巡回校

狛江第一中学校（巡回校）
 狛江第二中学校 ⇒ 狛江第三中学校（巡回校）
 （拠点校） 狛江第四中学校（巡回校）

- 特別支援学級の児童・生徒数の推移

（単位：人）

年度		23	24	25	26	27
小学校	固定学級	28	32	33	26	26
	通級指導学級	59	74	97	117	123
中学校	固定学級	21	22	17	20	22
	通級指導学級	16	7	9	3	6

- 小学校固定学級（知的）設置校：狛江第一小学校・緑野小学校
- 中学校固定学級（知的）設置校：狛江第一中学校

※小学校では、平成 24 年度から特別支援教室モデル事業を実施、平成 28 年度から本格実施。中学校では、平成 28 年度から特別支援教室モデル事業を実施。

- 就学支援シートの提出者数の推移

（単位：人）

年度	23	24	25	26	27
提出者数	25	33	42	37	42

- 就学相談の利用実人数の推移

（単位：人）

年度	24	25	26	27	28
小学校	30	24	21	37	38
中学校	13	23	22	28	26
計	43	47	43	65	64

●就学相談の相談後の進路（平成 28 年度）

（単位：人）

種別	特別支援学校	固定学級	通級指導学級	通常級	その他
小学校	4	6	21	3	4
中学校	1	9	13	1	2
計	5	15	34	4	6

※その他については、転出等により相談を途中で終了したケース等。

⑥ 教育研究所

教育相談室では、就学前のおおむね5歳児から小・中学生までの心と体の健康、行動、性格、学習、教育上の悩みや心配ごとについて「専門教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士等）」相談にあたっています。専門教育相談員は市内の小学校にも出向き、学校での相談・支援を行っています。教育研究所には、スクールソーシャルワーカーも配置されており、関係諸機関との調整にあたっています。

●教育相談の件数の推移と内訳

（ア）来所相談

（単位：件）

年度	23	24	25	26	27
不登校	38	53	40	36	25
発達言語	110	136	144	150	155
いじめ	4	5	5	5	5
性格・行動	55	61	57	65	67
精神・身体	8	7	12	9	5
進路・適性	15	13	13	12	20
家庭環境	0	2	3	2	1
その他	0	1	0	2	0
計	230	278	274	281	278

(イ) 小学校訪問相談

(単位:件)

年度	23	24	25	26	27
不登校	41	68	50	57	51
発達言語	212	222	248	313	339
いじめ	10	8	14	13	39
性格・行動	184	301	296	247	382
精神・身体	33	29	41	26	38
進路・適性	8	5	8	9	13
家庭環境	34	40	43	61	60
その他	9	81	148	167	102
計	531	754	848	893	1,024

※教育研究所の専門教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士等）の他に、都から派遣されるスクールカウンセラー（臨床心理士）が市内の各小中学校に月3回程度配置されています。

⑦ 子育て支援課・高齢障がい課・福祉相談課

子育て支援課では、18歳未満の児童とその保護者を対象に窓口又は電話による相談のほか、「こまえ子育てねっと」内に「子育て相談」を開設し、インターネットによる相談も行っています。また、平成28年4月から児童青少年部に子育て支援専門員を配置し、地域の子育て支援サービスの情報提供等の利用者支援を行うなかで、子どもの発達等の相談にも応じ、必要な支援につなげています。

高齢障がい課では、心身の発達やことばのことで心配がある未就学児とその保護者を対象に、医師、臨床心理士、ソーシャルワーカー等による「子どもの発達相談（療育相談）」を原則として月2回、狛江市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、NPO法人に委託して運動療法「みんなで地球をけっとばせ」を実施しているほか、啓発冊子の配布、障がい者週間での作品展示会や講演会等を行うなど、障がいについての市民の理解を深めるため周知・啓発等に取り組んでいます。障害児通所支援サービスは年々利用者が増加しており、平成27年度の障害児通所支援サービスのうち児童発達支援の利用者数は100人、放課後等デイサービス利用者数は76人となっています。児童発達支援事業所「ぱる」の平成27年度の開所日数は197日、延べ1,858人が通所し352回のグループ療育が実施されたほか、通所児童の保育園等に訪問し、課題の共有を図り療育に生かす取組みも行っています。乳幼児健診、健診事後フォロー事業や療育相談からつながることが多く、早期発見から早期支援へとつなげる、市の障がい児

支援の中心的な機関としての役割を担っています。

福祉相談課では、窓口における各種相談のほか、精神科専門医による心の悩みや不安、性格、行動のことで困っている方や支援者の相談を行っています。また、発達にかたより等があるために特別な支援を必要とする子どもの成長の記録をまとめ、地域で一貫した支援を受けることを目的としたレインボーファイルを作成・配布するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスの支給決定を行っています。

●障がい児の人数の推移

(単位:人)

年度	23	24	25	26	27
愛の手帳所持者数	86	111	99	105	102
身体障害者手帳所持者数	43	44	46	48	48
計	129	155	145	153	150

●子どもの数と障がい児の年齢／等級別の人数（平成 27 年度末）

(単位:人)

年齢／等級	身体障害者手帳							愛の手帳					人口 市内
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	計	
0			1				1					0	700
1	1	1	1	1			4					0	710
2		1	1				2				1	1	692
3							0					0	658
4		1	2				3	1	2	3		6	635
5	2		1				3	1	3	2		6	585
6	1			1			2	2	2	3		7	573
7		2					2	2	1	1		4	610
8	1		2				3			2	2	4	602
9	2	1					3	1	1	2		4	557
10	1		2		1	1	5	1	2		6	9	532
11	2	1	1	1			5		3	2	3	8	602
12	1	1	1	1			4		1			1	598
13	1	1					2		1	1	4	6	561
14	2						2	2	3	1	6	12	613
15	1	1			1	1	4		4		3	7	614
16							0		1	2	7	10	622
17	3						3		2	3	12	17	690
計	18	10	12	4	2	2	48	3	24	20	55	102	11,154

●療育相談の相談件数等の推移

(単位:日、件)

年度	23	24	25	26	27
相談実施日数	23	24	24	24	20
相談件数(延べ件数)	51	56	44	55	43

●児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数の推移

(単位:人)

年度	24	25	26	27
児童発達支援利用者	64	64	83	100
放課後等デイサービス利用者	21	54	66	76
計	85	118	149	176

※平成 24 年度より障がい児福祉サービスが児童福祉法に移行

※実利用者数

●事業所の利用状況(平成 27 年度)

(単位:事業所)

事業所所在地	市内	市外	合計
児童発達支援	4	9	13
放課後等デイサービス	6	14	20
計	10	23	33

●ぱる利用者の推移

(単位:人)

年度	23	24	25	26	27
ぱる利用者(実人数)	58	61	61	63	76

※平成 27 年度から定員を 20 名増やし、80 名となった。

2 市の発達支援に関する課題

一貫した地域療育システム検討プロジェクトチームで話し合われた意見や、各関係機関に対する事前調査をもとに検討を進め、現状の発達支援の取組みに対する課題を以下のように整理しました。

課題1 必要とする人が自然につながりやすい窓口体系や相談支援体制の整備

健康推進課、子育て支援課、子ども家庭支援センターなど、子どもの発達に不安を抱える保護者にとって身近な場所で相談できる体制を整えています。相談窓口が多数存在することや、「子どもの発達相談（療育相談）」「ことばの相談」等さまざまな相談種別があることから、保護者は、どこに相談したらよいのか戸惑うことが少なくありません。また、子どもの発達に不安や戸惑いを感じても、障がい関係の相談機関へ出向くことに抵抗を感じる保護者もいます。このことから、子どもの成長・発達に不安を抱えた保護者が自然につながりやすい窓口機能を持ち、かつ、子どもの成長・発達の相談支援に総合的にかかわる中心的な機関が必要です。

○市民及び関係機関からの意見

- 似たような相談窓口があり、どこに相談したら良いかわからない。
- 身近な相談から、専門的な相談まで各種窓口は用意されているが、市民から見て使いやすいとは言えない。
- 健診で勧められても、実際に子どもの発達相談（療育相談）に申し込むまでにかなり時間がかかる場合もある。相談者にとって敷居が低く、健診から子どもの発達相談（療育相談）等へつながりやすい仕組みを考えられないか。

○部会で出た意見

- ハードルが低く、間口を広げた総合的な窓口が必要。
- 総合的相談窓口の設置は重要であるが、ハードルが高いと考える保護者もあり、小さな窓口との共存が必要。
- あいとぴあセンターでは、児童発達支援事業等も行われていることから、周囲の目を気にする保護者もいる。子どものことならすべてここで、という所で対応してもらえらるなら、周りの目が気にならない。粕江は小さいが故に、周りに知られやすい。障がいがあるかわからない状態でも相談しやすい仕組みづくりが必要。

課題2 地域資源の情報提供と障がい理解普及啓発

発達障がいのある子どもの場合、外見上は他の子どもとの違いがみられないことが多いため、気になる行動を個性と捉え、障がいとは考えない保護者もいます。また、初めて子どもを育てる保護者や乳幼児期の子どもを育てる保護者は、一般的に、子育て経験が浅く、障がいに関する知識や、障がい福祉サービス等の情報にふれる機会がありません。障がいのある子どもが早期から発達支援を受けられ、成長・発達に不安がある場合に早期に相談窓口につながるためには、地域に開設されている相談窓口や療育等の情報が保護者や関係者に十分に行き届いていることが必要となります。また、周囲の知識・理解の不足により、精神的に苦しい経験を持つ保護者も少なくないと考えられます。このことから、障がいのある子どもとその保護者が地域で安心して生活していけるように、積極的に障がいや発達障がい、発達支援等に関する地域資源の情報を周知・啓発し、理解を促していくとともに、子どもの発達に関する保護者向けの講座等の機会を通して、支援が必要な子どもの特徴と対応方法・支援機関の情報を伝える取り組みが必要です。

○市民及び関係機関からの意見

- 子どもにレッテルを貼られることを心配して、保育園等から相談を勧めても面談を躊躇（ちゅうちょ）する保護者がいる。
- 療育資源等の情報の周知や活用が不十分。
- 発達に関する冊子を作成しても、ただ配布するだけでは逆に不安を大きくしてしまう可能性も考えられる。

○部会で出た意見

- 「こまえ子育てねっと」の中で発達障がいや、支援方法、支援機関情報を充実させる。
- 障がい理解・啓発の講演会は、民間レベルでも多く開催されているので、その情報を市も積極的に広報する。
- 市民に理解を広めるためにも、立川のように、カフェや子ども食堂など、一般の人も多く集まり、そこから相談などにつながるような取り組みが考えられないか。
- 相談窓口機能等について発信していく必要がある。また、相談窓口は発達障がいを前面に出すのではなく、子を持つ親たちが誰でも気軽に相談できる場になるとよい。
- 父親が認めてくれない、親族の理解が得られない等、配偶者や家族への理解が得られないで悩む親が多く、子どもに対して一貫性のない対応を取りがちである。結果として、療育や支援の効果が半減し、子ども自身が混乱をきたすことや、二次障害につながることも考えられる。親、家族に対する発達障がいの理解・周知を促す取り組みが必要ではないか。

課題3 関係機関の役割分担と連携のルールの特明確化

個人情報保護の観点から、子どもの障がいに関する関係機関同士の情報連携・共有は難しく、子どもの発達等の情報については原則保護者を通して行われています。レインボーファイルについては保護者に配布され、就学支援シートについては保護者の同意の下教育委員会から学校や各機関に配布されています。

また、保育園や小学校などでの個別の支援は行われていますが、各施設の発達に関する支援の情報を集約し、蓄積する場所や会議体がありません。そのため、子どもの発達支援に熱心な各機関の職員が個人的なネットワークを形成し、草の根的に市の発達支援を支えるとともに、一人の人材が複数の関係機関をインフォーマルにつなぎ、支援を行っているのが現状です。気になる子や私立保育園等が増加し、園ごとに対応が異なるといった新たな状況が生じています。このため個人情報保護に留意しつつ相談から関係機関への適切なつなぎ方や情報共有等のルールを明確にして、市全体で取り組む必要があります。

○市民及び関係機関からの意見

- 巡回相談における情報について、関係機関との共有体制が十分できていない。また、公立の保育園と比べ、私立の保育園等では情報の共有が十分できていない。
- 保護者等からの相談について、就学先へ十分に情報提供できていない。また、未就学から小学校、または小学校から中学校への情報提供体制が不十分である。
- ぱるでは言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による個別の支援を行っているが、回数を増やして定期的に個別の支援を受けたいという希望がある場合は、訪問リハビリ等の民間の資源を紹介している。一貫した地域療育システムにはこうした機関との連携も必要ではないか。

○部会で出た意見

- 医療機関や学校等と連携が十分ではなく、保育園・幼稚園等では子どもへの配慮に差があり対応について共有が困難な場合もある。
- 学校入学前に支援会議を行って欲しいという声が多いが、入学前に行われるケースはほとんどない。
- ルールづくりが適切に行われるための仕掛けが必要。そのための「会議体」が必要ではないか。

課題4 療育の場（機能）の充実、幼稚園・保育園での支援機能の向上

近年、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が必要な児童が増加しています。定員の拡大により「ぱる」の待機児は解消されていますが、支援の流れが途絶えてしまうケースも見られ、ニーズに合わせた受入れ態勢が十分に整っているとは言えません。また、児童発達支援と並行して通う場合も多い保育園・幼稚園等での相談・支援機能を高めていく必要があります。各保育園の取組みが異なり、保育士等の技量や指導力の差が生じることのないよう療育の場の機能の充実を図るとともに、一人ひとりに適切な支援を行うため、巡回指導を実施し保育士等の知識や技量を高める取組みが必要です。

○市民及び関係機関からの意見

- 相談を受けてもつなぎ先が限られている。
- 発達に遅れがあるかの判断が難しい。
- 保育園数が増え、巡回相談等の臨床心理士等の確保が課題となっている。

○部会で出た意見

- 療育の必要性を理解していても、就労しているために日中の時間帯の療育を利用できない保護者が少なからずいる。保育園・幼稚園は療育を行う場ではないが、適切な対応を通して発達支援を実現できる可能性があり、園の職員のスキルアップを目的とした巡回相談を質・量ともに充実させること、また、定期的な療育に通えなくても、必要な時に相談ができるように、福祉相談課や子ども家庭支援センター等の相談窓口を周知すること等が必要である。
- 発達障がいの診断がなくても、発達に関する困りごとのある方が、就学し教育機関につながるまでの間、見守りができる場があるとよい。
- 児童発達支援については、量だけでなく質の拡充も必要ではないか。
- 窓口になる方を対象に、発達障がいに関する研修を行うとよい。

課題5 連携の中核となる機能（機関）の確保

障がいのある子どもへの対応は多くの専門職が関わり、連携して取り組むことが必要ですが、現状では、連携の中心となる機関は存在せず、熱心な事業所の職員等によってインフォーマルな形で連携されています。また、学齢期における子どもの発達支援については、特別支援教育を進めている教育機関と連携を強めながら取り組むことも必要です。このため、保健・子育て・教育・福祉等の関係機関が連携して地域で子どもの育ちを支える中核的な機能（機関）が必要です。

○市民及び関係機関からの意見

- 巡回相談については、現状では他の機関との連携を想定していない。市内の資源は整ってはいるが、まとめて事業全体を把握している人がいない。
- 相談の内容によっては関係機関につながざるをえず、現状ではワンストップとは言えない。
- ばるに連携の中心としての大きな役割が求められているが、現状の体制では不十分。

○部会で出た意見

- ワンストップ機能を含むコーディネート機能をセンター（複合施設）において有し、他機関との連携を深めていくとよい。
- 発達支援センターができればすべて解決するものではない。それによって今までのつながりがなくなってしまう可能性もある。今までのつながりを活かしたものとするのか、すべての機能と職種を集めたものにするのか。他市でも発達センターは障がい分野だけでつくられてしまうことが多い。「療育は注意深く配慮された子育てである」と言われるが、粕江では子ども家庭支援センターが大きな役割を持っており、子育て分野との連携も重要である。

Ⅱ 一貫した地域療育システムのあり方

1 あるべき姿

市では、前述のとおり、保健・子育て・教育・福祉の各分野で、乳幼児期から学齢期にかけて発達に関する支援を行っていますが、現状の取組みには関係機関との連携や障がいの理解・普及啓発など解決すべき課題があります。これらの課題を解決し、関係機関の十分な連携のもとで誰もが子育て・子育て、学びの場面で適切な支援を受け、子どもが未来に夢を描ける社会の実現を目指し、地域療育のあるべき姿を次のとおり定義します。

【あるべき姿】

障がいや発達障がいに関する関係機関の十分な連携のもとで、子ども一人ひとりがライフステージに合った切れ目のない支援を一貫して受けている。

2 基本目標

あるべき姿の実現に向け、次の5つの目標の達成に向けた取組みを進めます。

【基本目標】

- 目標1 必要とする人が自然につながりやすい窓口体系や相談支援体制の充実
- 目標2 発達支援に関する情報の一層の提供と地域での理解・普及啓発の推進
- 目標3 関係機関との適切な役割分担と連携のもとでの、一貫した切れ目のない支援を行うための関係機関相互の情報共有や連携のルールづくり
- 目標4 地域全体の療育（発達支援）の場・機能の充実
- 目標5 連携の中核となる機能（機関）の創設

目標1 必要とする人が自然につながりやすい窓口体系や相談支援体制の充実

子どもの成長・発達に不安をもつ保護者が相談したいときに、迷うことなく必要な関係機関につながるができる仕組みとして、福祉、子育て、教育の各部門の連携のもと発達支援に関する総合的な相談窓口を創設し、相談窓口のさらなる充実を図ります。

《具体的な取組み》

○ 相談につながる遊びの場の充実

福祉的な相談につながることに抵抗を感じる保護者や子どもの成長を含め、家族のプライベートなことを初対面の相談員に話さなければならないことに抵抗を感じる保護者も少なくありません。そのため、親子が遊びの場を継続して利用していく中で、自然に相談員に相談する、または相談員から自然な形で声かけができる顔と顔が見える関係を基礎に、相談者の悩みや迷いの過程に寄り添いながら、必要に応じて専門的な相談・支援につなぐ体制を構築します。

○ 総合的な相談窓口の構築

子どもの発達に不安を抱える保護者にとって、子どもの成長・発達の段階に応じて長期的な視点から相談できる場や相談員の存在は大きな心の支えになります。このため、子どもの成長・発達の段階や状況に応じた様々な相談を受け、支援につなぐことが求められます。

また、保護者自身の問題や家族の病気、経済的な困難、虐待など「子どもの発達の遅れ」以外にも深刻な問題を抱えている保護者もいます。子どもの発達の様子だけでなく、親子をとりまく生活全般の状況を確認しつつ、必要な関係機関につなげ、支援を進める総合的な相談窓口を構築します。

○ 就学前の相談・支援体制の充実

3歳児健診後から就学するまでの間に、「気になる子」を見つける仕組みや保護者が気軽に相談できる場のさらなる充実を進めていきます。

目標2 発達支援に関する情報の一層の提供と地域での理解・普及啓発の推進

障がいや発達特性に関する理解を当事者やその家族だけでなく、関係機関も含めた地域社会全体に広げ、深めることは、障がいのある子とその保護者が地域において安心して生活していくうえで大切です。パンフレットや「こまえ子育てねっと」を活用し、相談窓口や支援機関など地域資源に関する情報を提供していくとともに、講演会や学習会を実施し、地域での障がいの理解と普及啓発を推進します。

＜具体的な取組み＞

○ 保護者を対象にした研修会等の実施

発達障がいのある子どもは、コミュニケーションや他者との関わりが苦手であったり、物事へのこだわりが強い等の特性があることもあり、対応に戸惑う保護者もいます。こうした状況にうまく対処できるように、保護者が発達や障がい特性を理解し、特性に合わせた子どもの育ち、子育ての方法や子どもとの関わりを学ぶための保護者向け研修会を、様々な機会を捉え実施します。

○ 相談・支援機関など地域資源情報の積極的な発信

子育てがはじめてで何も分からない段階、または、保護者が発達の特性に関して気になりはじめた段階から、障がいを意識することなく、子育て支援の一つとして、地域の障がいに関する相談窓口や療育機関の情報を提供することによって、必要と感じたときに、スムーズに関係機関につながるよう地域療育資源の情報を積極的に発信します。

○ 地域での発達障がいの理解・啓発

発達にかたよりや障がいのある子どもが、地域で安心して暮らしていくためには、家庭や職場、学校等の中で互いに理解しあい、温かく見守ることができる状況をつくっていくことが必要です。このため、広く地域の方が、発達や障がいの理解を深められるよう、啓発活動を進めていきます。

目標3 関係機関との適切な役割分担と連携のもとでの、一貫した切れ目のない支援を行うための関係機関相互の情報共有や連携のルールづくり

発達支援に関しては多くの関係機関がありますが、療育等の紹介先を把握できていない、また把握していても適切なつなげ方やその後の状況を把握できないといった課題があります。支援が必要な子どもへの早期対応には、日ごろから子どもが関わっている保育園、幼稚園、学校、療育機関等の関係機関が必要な情報を共有・連携して、その子どもや保護者を孤立させないような支援体制を構築していくことが必要です。個人情報に配慮しながら、必要な情報を確実につなぐ体制の構築に取り組みます。

《具体的な取組み》

○ 関係機関との協力・連携に向けた会議体の設置

一貫した切れ目のない支援を行うためには、行政や保育園、幼稚園、学校、相談支援機関等が必要な情報を共有し、連携して子どもの発達支援に取り組むことが必要です。個人情報に配慮しながら、発達の特性や段階に応じた適切な支援を関係機関との適切な役割分担と連携の下で進めるための会議体の設置を検討します。

○ 情報共有を図るためのルールづくり

幼児期から就学期など、ライフステージが移る際には支援の担い手も替わります。このため、それまで子どもの育ちに関わってきた支援機関に蓄積された情報を次の支援機関に引き継ぐことによって、支援内容が継承され、より有効な支援を行うことができます。また保育園や幼稚園、児童発達支援事業所など複数の相談・支援機関が子どもの支援に関わっている場合は、情報の共有や支援の調整をすることがより効果的な子どもの育ちの支援につながります。本人や保護者の希望を踏まえ、入学時や進級、進学時の引継ぎの際のルール化、レインボーファイルや就学支援シート、個別の教育支援計画等の周知とともに、関係部署等も活用できる事業マニュアルや情報を共有するための共通様式の作成・活用について検討を進めます。

○ 関係機関の相互理解

子どもの成長・発達の課題の対応等は、基本的には保育園や幼稚園、学校など、その時期に子どもが最も多く関わる機関によって行われているため、他の相談・支援機関がどのような取組みや活動を行っているかを十分には把握できていません。子どもが成長・発達していく過程で、別の手立てや新たな支援、多様な視点からの意見を必要とすることは多くあります。市の取組みや子どもの育ちに関わる団体等の取組みを紹介し相互に理解する場とともに、障がいについての課題認識や理解を深めるため学習会や事例検討会等の実施に取り組みます。

目標4 地域全体の療育（発達支援）の場・機能の充実

地域全体の療育（発達支援）の場を拡大するとともに、一定の質を確保する取組みが求められます。子どもが児童発達支援事業所と並行して通う保育園等は、適切な対応を通して子どもの発達を支援する場ともなります。子どもが十分な量と質の高い支援を日常的に受けることができるように、保育園等への巡回相談を充実するとともに、研修の実施など地域全体の療育支援（発達支援）の機能を高める取組みを進めます。

《具体的な取組み》

○ 児童発達支援の質の向上

近年、児童発達支援サービスや放課後等デイサービスを利用する児童が増加しています。定員の拡大により「ばる」の待機児は解消されていますが、多様なニーズすべてには対応できてはいません。ばるはもとより、市内にある民間の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の連携を図ることによりサービスの質の向上を図り、ニーズにあった療育を提供できる体制をつくっていきます。

○ 発達障がい対応等の技術支援

法制度の整備等により、療育を行う民間事業所は増えてきていますが、発達障がいに対する理解や対応技術など一定程度の質を確保していくことは大変に重要です。また市内では認証保育所や私立認可保育園、地域型保育事業所等も増えています。このため民間事業者や認証保育所、地域型保育事業者を含めた幅広い相談・支援機関に対し、障がい特性の理解と支援技術の向上を図るための研修等について検討します。

○ 巡回相談の充実

保育園や幼稚園等では、子どもが友達との関わりの中で混乱している様子や特徴的な違い、遅れなどに気づくことは少なくありません。保育士等の障がいの特性や子どもへの関わり方の理解を深め、支援が必要な子どもへの十分な対応ができるように、保育園等に対する巡回相談を充実していきます。

○ 小学校への就学前後の支援の充実

文部科学省の調査（平成24年）によれば通常の学級に在籍する児童のうち、学習面または行動面で著しい困難を示す子どもが約6.5%いる可能性が示され、特に小学校1年生では9.8%の子どもが困難を示したとの調査結果が明らかになりました。この要因は様々に考えられ今後の調査研究を待つ必要がありますが、遊びや生活を通じた学びから教科学習に替わることや新たな環境や生活リズムの変化なども原因として考えられます。特別な教育的支援を必要とする子どもにとって安心できる環境はとくに大切な

め、福祉と教育が連携し就学前後の必要な取組みについて検討します。

目標5 連携の中核となる機能（機関）の創設

保健・子育て・教育・福祉等の関係機関が連携して地域で子どもの育ちを支える中核的な機能（機関）として、（仮称）児童発達発達支援センターを創設します。センターを中核として、関係機関の連携を強化し、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めます。

〈具体的な取組み〉

○ （仮称）児童発達支援センターの創設

※求められる機能等は次ページ以降を参照のこと

3 (仮称) 児童発達支援センターの機能について

一貫した地域療育システムの実現に向けて、必要な取組みを具体的に挙げてきましたが、そのうちいくつかは、発達支援の中核機関である「(仮称) 児童発達支援センター」において、取り組むべき内容もあります。そこで、国が示す「地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)」を踏まえて、「(仮称) 児童発達支援センター」に求められる機能を次のとおり整理しました。

○ 相談機能

療育の専門相談窓口を設置し、当事者、家族及び関係機関からの相談に応じます。また巡回相談の機能をセンターに集約し、家庭、保育園、学校等を訪問し、関係機関との連携を図りながら必要なアウトリーチ支援を行います。巡回相談等の支援情報は、蓄積、データベース化し、必要に応じて関係機関等に提供するなど支援に活かしていきます。

○ 地域支援機能

関係部署間や地域の関係機関等の連携を図るための会議体を設置します。また、会議体を活用し、連携のためのルールづくり、事業マニュアルや共通の支援情報シート作成等、関係部署間や地域の関係機関等の連携を図るため取組みを行います。

また、地域の障がい児を預かる施設等への助言、研修等の実施や専門的支援のノウハウの提供(支援方法の共有・支援ネットワークの構築)等により市内関係機関等への支援を行い、関係機関を始めとする地域の療育力の向上を図ります。

○ 療育機能

センターでは、未就学児を対象とした通所サービスである「児童発達支援事業(集団・個別)」を行い、障がいや発達に遅れのある子どもに対して、生活動作や身体機能、他者との関わり等について個別・集団での指導を行い、社会的な自立生活に向けた支援を行います。また、障害福祉サービスのマネジメント等の支援を行う「障害児相談支援事業」、保育園、幼稚園、学校等へ訪問し、個別の支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

上記の基本的な機能に加えて、次のような機能についても部会で意見が上がりました。どのような機能を持たせるかについてはニーズや必要性等から優先順位をつけ、確保できる人員やスペース等も考慮しながら検討していきます。

○ 家族支援機能

・ペアレントトレーニング、ペアレントメンターシステム、アンガーマネジメント等の

親と子の関わり方を学ぶ機会や保護者のつながりを強める取組み等の親支援

- ・子ども達のネットワークづくり、きょうだいの持つ不安や思いなどのサポート等を行うきょうだい児支援

○ 就学後の療育

- ・発達にかたよりのある子どもの学習支援やソーシャルスキルトレーニング等療育的なトレーニング
- ・ゲームや料理等楽しみながらコミュニケーションスキルを学ぶプログラム等のソーシャルスキルトレーニング
- ・感覚統合訓練や運動機能のトレーニング

○ その他

放課後等デイサービス、ショートステイ、一時預かり、カフェ等の座って話ができるオープンスペース、当事者団体等を支援する機能等

4 (仮称)児童発達支援センターと子ども家庭支援センターとの役

割分担

一貫した地域療育システムの実現には、目標1の具体的な取組みにもあるとおり「総合的な相談窓口の構築」が必要です。そこで、18歳未満の子どもとその保護者からのあらゆる相談を受ける相談窓口である子ども家庭支援センターと(仮称)児童発達支援センターとの役割分担を明確にする必要があります。

子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもとその保護者からのあらゆる相談を受ける「総合的な相談窓口」としての機能を有します。また、「子育てひろば」といった遊びの中から自然と相談につなげる敷居の低い相談窓口として、重要な役割を担います。一方で、(仮称)児童発達支援センターは、子どもの行動や特性が気になっている、または悩んでいる保護者にとっては、敷居が高い相談窓口になりうるものの、療育等に関する専門的な相談窓口としての機能を有します。

したがって、子ども家庭支援センターは発達に限らないあらゆる「子育て相談」を受け取る敷居の低い相談窓口であるとともに、必要に応じて専門的な相談窓口につなぐ緩やかな橋渡しとしての役割を担い、(仮称)児童発達支援センターは、専門的な相談窓口として専門性の高い職員による相談支援を行う役割を担うこととなります。

5 今後に調査や検討を要する課題

この報告書は、主に乳幼児期から小学校就学までの支援を中心に議論を進め、必要な取組みについて検討した内容をまとめたものです。障がいのある子ども、ない子ども生涯にわたって成長します。このため乳幼児期と小学校入学の時期の支援だけではなく、生涯発達支援の視点から小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学・就労とライフステージごとの支援についての検討を、今回の取組みの成果を検証しつつ進めていくことが必要になります。

特に大学など高等教育機関には特別支援教育はなく、それまで特別支援教育のなかで支援が行われてきた子どもにとって、大学での学びにつまずきや困難を感じることは少なくないと言われます。また「発達障害者の職業生活への満足度と職場の実態に関する調査研究」では発達障がい者の55.3%が離職の経験があるとし、離職理由の最多は個人的な理由が56.4%。その内訳として人間関係がうまくいかなかった61.0%、勤め先の配慮が不十分だったが28.8%との調査結果を報告しています。

進学や就労など人生の様々なステージで困難を克服していくためには、乳幼児期から行われてきた適切な相談や支援体制を生涯にわたり一貫して提供される必要があります。今後は、生涯を見据えた支援・相談体制を構築していくことが求められます。

Ⅲ 資料編

1 狛江市子ども・子育て会議 一貫した地域療育のあり方検討部会 開催状況

第1回 平成28年10月20日

- ・切れ目のない相談支援体制の構築について

第2回 平成28年12月12日

- ・切れ目のない相談支援体制の構築について（まとめ）
- ・児童発達支援センターに必要な機能について

第3回 平成29年2月16日

- ・児童発達支援センターに必要な機能について
- ・子ども家庭支援センターと児童発達支援センターとの役割分担

第4回 平成29年3月30日

- ・児童発達支援センターに必要な機能について
- ・子ども家庭支援センターと児童発達支援センターとの役割分担
- ・報告書（素案）について

第5回 平成29年5月15日

- ・報告書（案）について

2 一貫した地域療育システムのあり方検討部会 部会員一覧

氏名	所属等
◎市川 宏伸	児童精神科医、日本発達障害ネットワーク理事長
○中川 信子	言語聴覚士、子ども・子育て会議副委員長
阿部 利彦	星槎大学大学院准教授、市民福祉推進委員会障がい小委員会委員
日下 美恵子	狛江市子ども家庭支援センター長、子ども・子育て会議委員
高橋 紀久子	SORANA（ソラナ）の会会長
岡橋 生幸	東京都児童福祉専門員
柏原 聖子	狛江市教育部理事兼指導室長
小町 達	狛江市福祉保健部健康推進課長

◎部会長 ○副部会長